

Takashi Tsuchiya monthly magazine

September 2016

T-NEWS

9

【 Vol.004 】



土屋 敬「 今月の一冊 」

10月1日より、登記時には株主リストが必要

改めて考える 130万円と103万円の壁

事務所と自宅の引っ越しに伴う登記とマイナンバー

パワハラ対策導入マニュアル第2版、相談対応法を加筆

路線価が公表！相続税課税財産はいくらになるのか？



土屋 敬の『今月の一冊』

リオオリンピックに続き、パラリンピックが開幕しましたね。
今月はオリンピック・パラリンピックにちなみ、スポーツに関する本をご紹介します。
したいと思います。

トップアスリートに必要なものは、強いメンタルではなく心の準備である

これは、ラグビー日本代表のメンタルコーチを務めた荒木香織さんの言葉です。
荒木香織さんは、ラグビー日本代表を強くした立役者の一人と言われております。五郎丸歩選手がキックを蹴る前に行なうルーティン（話題になった例のポーズです）も、荒木コーチとのコーチングの中で生まれたとのこと。

以前のスポーツ界では（今でも残っていると思います）、

「メンタルだ！ 強い気持ちだ！」
「どうしても勝つんだ！」
「他人を蹴落としてでも日本一になるんだ！」

このように監督やコーチから言われていたそうです。
疑問をもった荒木さんは、スポーツ先進国であるアメリカに留学。スポーツ心理学を学びます。そしてアスリートのパフォーマンスについて、いろいろな角度から見るできるようになったとき、一つの結論に至ったそうです。アスリートが良い結果を出すために必要なことは、強い気持ちを持つことではなく（もちろん、それも必要なことらしいです）、「心の準備」だと。

レースに臨む前のメンタルの整え方、周囲からの期待の受け止め方、不安への対処の方法などをアスリートに教えることで、パフォーマンスが変わったそうです。
アスリートであっても生まれつきメンタルが強いというわけではないんですね。

私も後輩たちに対して、
「〇〇さん、気持ちに波がありすぎる。メンタル弱いよ！」
「やり遂げるといって強い気持ちが必要だよ！」
「思ったことしか成らないよ！」

と、言うてしまうことがありますが、そもそもメンタルが一番弱いのは私。

改めて【心の準備】、【仕事の段取り（準備）】について、もっともっと考えてみようと思いました。

ご興味のある方は、荒木香織さんの著書『ラグビー日本代表を変えた <心の鍛え方>』（講談社+α新書）をどうぞ。仕事や勉強、人間関係、子育てなど、いろいろな場面で、役に立つ本だと思いますよ。



作／崎元一平

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

10月1日より、登記時には株主リストが必要

登記手続に主要株主リストの提出が必要に

平成28年10月1日から商業登記規則等の一部が改正され、「登記すべき事項につき株主総会の決議を要する際に、決議の帰趨（きすう）を左右し得る主要株主[※]のリストの提出」が求められる。

法務省によると、最近、株主総会議事録等を偽造して役員になりすまして役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で会社の財産を処分するなど、商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後を立たないという。今回の改正は、商業登記の真実性の担保を図るためであり、また登記所において法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保することにより、法人格の悪用防止にもつながる、としている。

※決議の結果を左右する可能性がある、議決権上位の主要株主

株主リストは、議決権ベースで上位10名又は3分の2が対象

具体的には、登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主又はその有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面の添付が求められる。

登記すべき事項につき、総株主又は種類株主全員の同意を要する場合には、株主全て又は当該種類株主全ての氏名等を証する書面の添付が求められる。

また、登記所において、附属書類の閲覧請求等に対し、適切に対応することができるようにするため、附属書類の閲覧に関する規定も整備される。

提出前に株主名簿の整理を

平成2年の商法改正以前に株式会社を設立した中小企業の場合、最低7人の発起人が要件とされていたため、そのときに名義借りした方が、未だに株主として残っているケースも多々見受けられる。そのような会社は、今後の法務局への株主リスト提出前に、株主名簿の整理をしておく方が望ましい。

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0022)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

改めて考える 130 万円と 103 万円の壁

パート労働をしている方（主に女性）からの質問で、いくら以上の収入があると税金がかかるのか、健康保険の被扶養者から抜けてしまうのか等の内容は非常に多いです。いわゆる「パートの壁」といわれ、「103 万円の壁」と「130 万円の壁」の 2 つがあるのですが、この壁について詳しく見ていきたいと思います。

「103 万円の壁」＝パート労働の非課税限度額について

先ず「103 万円の壁」ですが、これは税金の壁です。

所得税（国税）については、給与所得控除の 65 万円と基礎控除の 38 万円の合計額までは税金を掛けないことになっており、この 103 万円を超えると超えた分（課税所得）に対して、5.105%の所得税を払うこととなります。

一方、住民税（地方税）には別の基準があります。「均等割」と所得に応じてかかる「所得割」の両方を合わせて住民税なのですが、それぞれの基準は以下のとおりです。

＊所得割：給与収入で 100 万円以下は非課税。

課税所得に対して 10%（都道府県民税が 4%・市区町村民税が 6%）

＊均等割：給与収入で 93 万円・96 万 5 千円・100 万円以下（自治体により異なります）は非課税。

所得に関係なく 5,000 円（都道府県民税が 1,500 円・市区町村民税が 3,500 円）

※ここで言う「給与収入」は「源泉徴収票」の「支払金額」のこと（社会保険料を控除する前の金額です）。

※お住まいの市区町村がどの基準に当てはまるのかは直接市区町村にてご確認ください。

配偶者控除等について

次に、税法によって妻に認められている「配偶者控除」の適用条件は、妻の所得が 38 万円以下となっています。よって、65 万円の給与所得控除を加えると、103 万円になり、103 万円以内のパート収入であれば、夫の税申告の際に配偶者控除の適用も受けられることとなります。

さらに、夫の給与に配偶者控除の適用者がいる場合には家族手当として 5 千円～2 万円程度（会社の就業規則等による）を支給しているケースは多いですから、この手当がなくならないように就業調整をしている実態もあります。

「130 万円の壁」＝健康保険の被扶養者になる収入限度額について

そして、健康保険の被扶養者及び国民年金の第 3 号被保険者については、年収が 130 万円未満（健康保険加入者の 1/2 未満であること）となっていますので、上記の税金の基準と間違わないことが大切です。

年収が 130 万円以上になると、医療保険は国民健康保険に加入をし、年金は国民年金の第 1 号被保険者になり、両方の保険料を払うこととなります。

国民健康保険料（税）については、市区町村により保険料（税）額は異なりますが、東京 23 区の場合では、「均等割額」と「所得割額」を払います。

☆年間保険料は、(1) と (2) と (3) の合計です。

	(1) 医療分	(2) 支援金分	(3) 介護分
均等割額	35,400 円 × 世帯の加入者数	10,800 円 × 世帯の加入者数	14,700 円 × 世帯の加入者のうち 40~64 歳の加入者数
所得割額	世帯の加入者全員の算定基礎額 × 6.86%	世帯の加入者全員の算定基礎額 × 2.02%	世帯の加入者のうち 40~64 歳の算定基礎額 × 1.43% (新宿区の場合)

※算定基礎額とは、総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた金額です。

※介護分の 1.43%は新宿区の場合で、区ごとに異なります。

※お住まいの市区町村の国民健康保険料（税）については、お住まいの市区町村で確認してください。

また、国民年金については、1 カ月 16,260 円の国民年金保険料を払います。よって、合計をするとかなりの負担が増えることになります。

今後はどうなるか

今年の 10 月からは、短時間労働者への社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大が実施されることになっており、「130 万円の壁」が「106 万円（月額 8.8 万円）」に下がります。

ただし、その他の条件として、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で、雇用期間が 1 年以上の見込みがあり、501 人以上の会社で働く人が対象となりますので、約 25 万人程度の見込みです。同じ条件で働いても 501 人未満の会社に勤める人は対象になっていないのが問題ですが、早期に企業規模の条件等の変更が必要なのではないかと、思います。

それでも、手取り額が減ることを嫌い、年収を抑えるために労働時間を調整するパートの女性は少なくないので、パートに労働力を頼る企業では人手不足が深刻化する恐れがあるとも指摘されています。

他にも女性の勤労意欲を阻んでいる、専業主婦世帯を優遇した配偶者控除の見直しなどは進んでおらず、政府はより抜本的な改革を求められる可能性が今後はあるものと思われます。

(三宅 明彦 特定社会保険労務士)

※当資料は、平成 28 年 8 月現在の社会保険制度に基づき作成しております。詳細につきましては、所轄の年金事務所などにあわせてご確認ください。

※当資料は、平成 28 年 8 月現在の税制・税率に基づき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取扱は、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

事務所と自宅の引っ越しに伴う登記とマイナンバー

事務所引っ越しに伴う手続き

法人の本店事務所が移転した場合、通常は登記の変更が必要である。法務局で移転登記し、その後税務署等へ「異動届出書」を提出する。

平成 27 年 10 月から、法人番号を通知する郵送物が会社にも届いていると思うが、事務所移転などをした場合に、この法人番号も変わるのかどうか気になるところだ。

そちらについては、国税庁ホームページに Q&A が掲載されているのでご紹介する。

Q	設立登記法人ですが、本店所在地の変更登記をしました。法人番号の関係で何か手続きが必要ですか。
A	法人名や本店所在地の変更登記を行った場合、法人番号の関係では特段の手続きは必要ありません（法務省から国税庁へ情報が自動的に連絡される仕組みになっています）。

【参考】：国税庁「法人番号公表サイト」<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/shitsumon/>

つまり、法人番号については官公庁内部でやり取りをしてくれるため、一切の手続きが不要ということである（もちろん、法人番号自体の変更もない）。なお、法務局で手続きをされた変更情報は、一定期間経過後、法人番号公表サイトで確認することができるようになる。

代表者自宅引っ越しに伴う手続き

代表者の住所は登記事項であるため、忘れがちだが引っ越しした場合には法務局で住所変更登記手続きが必要となる。その後、上記同様に税務署等へ「異動届出書」を提出することになる。

では、引っ越しに伴い代表者の個人番号（マイナンバー）について何もしなくていいかという、法人の場合と取扱いが異なる（個人番号自体の変更がないのは上記同様）。

個人が引っ越しした場合は住民票を移転することになるが、その移転手続きの必要書類としてマイナンバーが求められている。マイナンバーの場合には紙ベースの「通知カード」とカード形式の「マイナンバーカード」がある。こちらは、内閣官房ホームページに Q&A が掲載されているのでご紹介する。

Q	マイナンバーカードの記載内容に変更があったときは、どうすれば良いですか？
A	引越など、券面に記載されている情報に変更になった場合、通知カード又はマイナンバーカードを市区町村にて、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。 ※通知カード又はマイナンバーカードの記載内容に変更があったときは、14 日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

【参考】：内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq3.html#q3-15>

紙ベースの「通知カード」の場合は裏面に新住所が記載されるだけだが、「マイナンバーカード」の場合は、以前に設定した 2 つの暗証番号を入力する必要があるため、準備していくと段取りがいいだろう。

(今村京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0023)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

パワハラ対策導入マニュアル第2版、相談対応法を加筆

いじめ・嫌がらせのほとんどはパワハラ？

労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続でトップとなっています。厚生労働省の「平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、全相談24万5,125件のうち、4分の1強にあたる6万6,566件が「いじめ・嫌がらせ」に関するものでした。

いじめ・嫌がらせの内容は暴言に関するものが圧倒的に多く、厚労省では「パワハラという言葉が浸透し、小さなことでも相談する人が増えたのではないか」とみています。

いじめや嫌がらせと関連が深いと思われるのが「パワーハラスメント」。『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の第2版が7月7日に厚労省から公表されました。

今回の第2版では、従業員からパワーハラスメントについて相談があった場合の対応方法が新たに盛り込まれています。職場で従業員からパワハラ相談があった場合、「相談対応はどのような点に注意すべきか」「どのように事実確認をすればよいか」「パワーハラスメントかどうか判断に迷った場合どうすればよいか」など、相談対応者が感じるであろう疑問点について、モデル事業に協力した21社の意見等を参考に、「社内相談窓口の設置と運用のポイント」として、新たに相談対応の方法が加筆されています。

都道府県労働局や労働基準監督署、労使団体など、全国で5万部が配布される予定のほか、同省ポータルサイト「あかるい職場応援団」からも無料でダウンロードできます。

動画やチェックリストなどでパワハラを理解できる

「あかるい職場応援団」では、パワーハラスメントの定義はもとより、パワハラのカテゴリ別解説、パワハラ対策取組支援セミナーの案内、裁判例、モデル企業例、Q&A、相談窓口の案内などさまざまなパワハラ関連情報が提供されています。

また、インターネットの特長を生かし、パワハラで悩んでいる方向け、パワハラと言われた管理職向け、パワハラが発生した会社の人事担当者向けと対象者別にチェックリストが用意されていて、回答することでどのようなタイプのパワハラか診断してくれます。さらに、タイプ別の動画による事例紹介もあるので非常に理解しやすいつくりになっています。

そして「パワハラ研修資料ダウンロード」のコーナーでは、先述の『パワーハラスメント対策導入マニュアル』（第2版）のほか、社内の従業員の意識や実態を把握するためのアンケート例、相談受付票、行為者聞き取り票、取り組みリスト、管理者向け研修資料、従業員向け研修資料などがダウンロードできます。資料によってはカスタマイズできるものもあるので、それぞれの事業所に合った資料に作り直して活用することが可能です。パワーハラスメントが起きる前には是非ご活用ください。

参考：厚生労働省「『パワーハラスメント対策導入マニュアル』（第2版）を公表します」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000128935.html>

厚生労働省「あかるい職場の応援団」

<https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

（半田美波 社会保険労務士、みなみ社会保険労務士事務所代表、(株)サンメディックス代表取締役）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0025)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

路線価が公表！相続税課税財産はいくらになるのか？

平成 28 年分路線価が発表！

平成 28 年 7 月 1 日に、例年通り今年路線価が発表された。路線価は、相続税や贈与税の計算において、土地を評価する際の基準になる数字である。平成 28 年中の相続や贈与については、この平成 28 年分路線価を使って計算することになる。

平成 27 年から相続税の基礎控除が 4 割縮小になり、ご自身の相続税が気になる方も多いと思われるが、専門家に頼らずともネットで簡単に路線価が見られる時代となった。

自分の土地の路線価を検索

まず、「国税庁 路線価」と検索すると、トップに国税庁の路線価図のページが出てくる。

平成 22 年分から最新の平成 28 年分まで、7 年分の路線価が公表されているので、数年分の推移を確認できる。「路線価図の説明」欄にも詳しく記載されているが、路線価図に表示されているのは以下の通りである。

- ・数字は千円単位
- ・路線価は平方メートル当たりの金額
- ・アルファベットは借地権割合

また、路線価図には地価公示地点（「公 1」や「公 5-1」など）も表示されている。

路線価に面積（平方メートル）を掛ければ、おおよその相続税評価額となる。さらに、他人から借りている土地の場合は、借地権割合を掛けた金額が自分の借地権となり、逆に、他人に貸している土地は、上記の借地権部分を引いた金額が評価額になる。

参考：国税庁「路線価図・評価倍率表」(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)

相続税の申告要否判定コーナー

国税庁ホームページはさらに便利になっており、トップ画面右上に「相続税の申告要否判定コーナー」というバナーがある。

相続人の人数、先ほどの路線価と面積等、建物価額や預金、死亡保険金、死亡退職金、債務等を入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定できる。相続税の申告書を作成するものではないが、税務署から相続についてのお尋ねが届いた場合に、税務署への回答を作成する場合にも利用することができる。

さらに、小規模宅地等の特例を適用した場合と配偶者の税額軽減を適用した場合の税額も知ることができる。

あくまでも目安となるが、相続税が気になる方はぜひ試していただきたい。

(今村京子 マネーコンシェルジュ税理士)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MT ビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0026)